

特定事業場に係るほう素ふっ素暫定基準適用業種一覧
令和4年7月1日～令和7年6月30日
(下水道業及び旅館業については当分の間)

有害物質の種類	業種その他の区分	暫定基準 (mg/L)
ほう素及びその化合物	電気めっき業(東部水処理センター、新西部水処理センター、御笠川浄化センターに下水を排除するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業(東部水処理センター、新西部水処理センター、御笠川浄化センターに下水を排除するものに限る。)	40
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40
	金属鉱業(東部水処理センター、新西部水処理センター、御笠川浄化センターに下水を排除するものに限る。)	100
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(東部水処理センター、新西部水処理センター、御笠川浄化センターに下水を排除するものに限る。)	12
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、東部水処理センター、新西部水処理センター、御笠川浄化センターに下水を排除するものに限る。)	15
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。))の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、東部水処理センター、新西部水処理センター、御笠川浄化センターに下水を排除するものに限る。)	15
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ)を除く。以下、この欄において同じ。))を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50
備考		
この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合で異なる基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの基準のうち最大のものを適用する。		

なお、特定施設番号74いわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場は、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準が適用されます。

<お問い合わせ先>

福岡市道路下水道局下水道施設部水質管理課 福岡市中央区天神1丁目8の1

TEL: (092)711-4512 FAX: (092)711-1875 E-mail: suishitsu.todokede@city.fukuoka.lg.jp